

## 観光需要確保緊急支援事業費補助金要綱

### (通 則)

第1条 観光需要確保緊急支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の申請については、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金の交付の目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症により観光需要が落ち込んでいる中、知床沖における観光船海難事故によるマイナスイメージが全道に広がり、今後迎える繁忙期の旅行需要の減少が懸念される観光業界において、観光船事業者が多い地域の観光協会や全道の旅客船団体に対し、情報発信等に広く使える経費を迅速に補助することにより、繁忙期の旅行需要を獲得し、もって、本道の安定かつ活力ある観光産業の構築に寄与することを目的とする。

### (補助金の交付の対象)

第3条 補助金は、知床沖における観光船海難事故によるマイナスイメージが全道に広がり、今後迎える繁忙期の需要の減少が懸念される中、日頃より道内外に向け広く情報発信を行う、海上運送法第21条により旅客不定期航路事業の許可を受けて運航している観光船事業者が複数所属する地域の観光協会及び全道の情報発信が可能な旅客船団体を補助対象(以下「補助対象団体」)とし、次に掲げる事業を行うために必要な経費であって、別表1の「補助対象経費」に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

#### (1) 繁忙期に向けた情報発信強化事業

繁忙期の旅行需要獲得に向けて、観光船を楽しんでいただくための取組や観光地としての魅力を広く情報発信するため、情報発信ツールの作成、メディアを活用した情報発信、プロモーション実施、道外の旅行会社・メディア等へのセールスコール及び道内への招聘ファムツアー等の事業を実施するとともに、効果的な情報発信に必要なノウハウや人材を育成するための人材育成セミナーの実施、専門家の招聘、マーケティング調査等の事業を実施する事業。

##### ア 情報発信ツール作成事業費

(ア) ホームページ作成、更新

(イ) 動画作成

(ウ) パンフレット・ポスター・チラシ作成、印刷

##### イ メディアを活用した情報発信事業費

テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・SNS等のメディア広告

##### ウ 情報発信プロモーション事業費

- イベント等への出展、出張
  - エ 道外旅行会社及びメディア等へのセールスコール実施事業費  
セールスコール実施時の必要経費
  - オ 道外旅行会社及びメディア等を招聘したファムツアー実施事業費  
ファムツアー実施時の必要経費
  - カ 人材育成に係るセミナー実施事業費  
セミナー開催時の必要経費
  - キ 専門家を招聘したアドバイザー派遣事業費  
アドバイザー派遣事業実施時の必要経費
  - ク マーケティング調査費  
マーケティング調査実施時の必要経費
- (2) その他、知事が必要と認めた事業

(対象の条件)

第4条 補助金の交付について、対象の条件は次のとおりとする。

- (1) 補助対象団体のうち、観光協会は、本補助金の申請時点において、地域内で海上運送法第21条により、旅客不定期航路事業の許可を受けて運航している観光船事業者の一覧表を書面で報告すること。  
また、補助対象団体のうち、旅客船団体については、全道域の観光船事業者が含まれていることを証明する一覧表を書面で報告すること。
- (2) 補助対象団体は、この度の知床沖における観光船海難事故を受けて国が実施する緊急安全点検の対象事業者が本点検を受検し、その後の海上運送法に基づく検査を受検した場合であっても、事業停止や認可取り消しの処分をうけていないことを確認し、その内容を書面で報告すること。
- (3) 補助対象団体は、繁忙期に向けた旅行需要の獲得という本補助の目的を鑑み、令和4年9月30日までに対象事業を完了させること。

(補助額・補助率)

第5条 交付する補助金の額は、次表のとおりとする。

補助対象	補助額	補助率
観光船事業者が複数 所属する地域の観光協会	上限400万円	10分の10
全道域の旅客船団体	上限800万円	10分の10

(補助金の交付の申請)

第 6 条 補助対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに、平成 25 年北海道告示第 10329 号の 22 に定める申請書等（以下「経済第〇号様式」という。）の様式である、経済第 1 号様式による申請書に経済第 2 号様式、経済第 7 号様式、経済第 10 号様式、経済第 11 号様式及び経済第 23 号様式による関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

また、第 4 条（対象の条件）（1）及び（2）を証明する書面を提出しなければならない。

2 補助対象団体は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 前項ただし書に該当する場合にあっては、次のとおりとする。

（1）補助対象団体は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（2）補助対象団体は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第 1 号様式によりその金額（実績報告において、前号により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第 7 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助対象団体に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第 2 項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係

る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第 8 条 補助対象団体が、前条の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期限は、補助指令書を受けた日から 10 日以内とする。なお、この場合、経済第 13 号様式による補助金等交付申請取下書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第 9 条 補助対象団体は、補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ経済第 12 号様式による申請書に経済第 2 号様式、経済第 7 号様式、経済第 10 号様式、経済第 11 号様式及び経済第 23 号様式による関係書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をきたさない場合で、その事業費について、20 パーセント以内の額の変更の場合は、この限りではない。

2 前項の承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 10 条 補助対象団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第 14 号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第 11 条 補助対象団体は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに経済第 15 号様式による補助事業等執行遅延（不能）報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助対象団体は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、経済第 19 号様式による実績報告書に経済第 2 号様式、経済第 20 号様式、経済第 22 号様式による関係書類及び別表 2 で定める成果物を添付の上、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は 11 月 30 日までのうち、いずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条第1項の報告書の提出を受けた場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象団体に通知する。

2 知事は、補助対象団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払)

第14条 補助対象団体は、補助事業の遂行に必要な場合であって、補助金の概算払を受けようとするときは、経済第17号様式による申請書及び申請時点における最新の資金収支計画書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による資金収支計画を確認した結果、資金不足が生じないと認めるときは、概算払をしないものとする。

(補助金の経理等)

第15条 補助対象団体は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 知事は、補助対象団体が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、対象の条件、その他法令若しくはこれに基づく処分を違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。また、補助金の交付の決定を取り消した場合においてすでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

別表 1

## 補助対象経費

事業区分	補助対象経費		
	経費区分	経費細区分	内容
(1) 繁忙期 に向けた情報 発信強化事業	ア 情報発信 ツール作成事 業費	(ア) ホームページ作成、 更新	委託料
		(イ) 動画作成	委託料
		(ウ) パンフレット・ポスタ ー・チラシ作成	委託料、印刷製本費
	イ メディア を活用した情 報発信事業費	テレビ・新聞・ラジオ・雑 誌・SNS等のメディア広告	委託料、印刷製本費
	ウ 情報発信 プロモージョ ン事業費	イベント等でのプロモージョ ン実施	旅費、需用費（消耗品 費、燃料費、印刷製本 費、資料購入費）、役 務費（通信運搬費）、 使用料及び貸借料、委 託料
	エ セールス コール実施事 業費	道外の旅行会社及びメディア へセールスコール実施	旅費、役務費（通信 費）、委託料
オ ファムツ アー実施事業 費	道外の旅行会社及びメディア を招聘したファムツアー実施	報償費（謝金）、旅 費、需用費（消耗品 費、燃料費、印刷製本 費、資料購入費）、役 務費（通信運搬費）、 使用料及び貸借料、委 託料	
カ 人材育成 に係るセミナ ー実施事業費	セミナー開催	報償費（謝金）、旅 費、需用費（消耗品 費、燃料費、印刷製本 費、資料購入費）、役 務費（通信運搬費）、	

			使用料及び貸借料、委託料
	キ 専門家を 招聘したアド バイザー派遣 事業費	アドバイザー派遣実施	報償費（謝金）、旅 費、需用費（消耗品 費、燃料費、印刷製本 費、資料購入費）、役 務費（通信運搬費）、 使用料及び貸借料、委 託料
	ク マーケテ ィング調査費	マーケティング調査実施	委託料
(2) その他 知事が必要と 認めた事業	-	-	-

別表 2

# 成 果 物 一 覧

事業区分	補助対象経費		
	経費区分	経費細区分	成果物
(1) 繁忙期 に向けた情報 発信強化事業	ア 情報発信 ツール作成事 業費	(ア) ホームページ作成、 更新	・実績報告書 (A4 版)
		(イ) 動画作成	・実績報告書 (A4 版) ・作成動画 (CD-ROM または DVD-ROM 1 枚)
		(ウ) パンフレット・ポス ター・チラシ作成	・実績報告書 (A4 版) ・作成パンフレット・ポ スター・チラシ 1 部
	イ メディア を活用した情 報発信事業費	テレビ・新聞・ラジオ・雑 誌・SNS 等のメディア広告	・実績報告書 (A4 版)
	ウ 情報発信 プロモーション事業費	イベント等でのプロモーション実施	・実績報告書 (A4 版)
	エ セールス コール実施事 業費	道外の旅行会社及びメディ アへセールスコール実施	・実績報告書 (A4 版)
	オ ファムツ アー実施事業 費	道外の旅行会社及びメディ アを招聘したファミツアー 実施	・実績報告書 (A4 版)
	カ 人材育成 に係るセミナ ー実施事業費	セミナー開催	・実績報告書 (A4 版)
	キ 専門家を 招聘したアド バイザー派遣 事業費	アドバイザー派遣実施	・実績報告書 (A4 版)
ク マーケテ ィング調査費	マーケティング調査実施	・実績報告書 (A4 版) ・調査報告書	



(2) その他 知事が必要と 認めた事業	-	-	・実績報告書 (A4 版) ・別途指示による
----------------------------	---	---	---------------------------

※実績報告書については、紙媒体 1 部および電子媒体 (CD-ROM または DVD-ROM) 1 枚を提出すること。

※実績報告書については、実施日、実施者、実施内容、対象経費内訳、現物・現場の写真等、事業の実施詳細が分かる内容とすること。また、委託業務の場合は、あわせて契約書の写しを提出すること。